

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 29 日

各区保健業務主管課長 様

健康局 健康推進部
健康づくり課長

令和 6 年度「女性の健康週間」の取組み状況について（依頼）

平素は、保健衛生行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、厚生労働省では平成 20 年より、毎年 3 月 1 日から 3 月 8 日までの期間を「女性の健康週間」と定め、国民運動として展開してきましたが、令和 6 年度開始の「健康日本 21（第 3 次）」の基本方針に「女性の健康週間」の実施を明記し、女性の健康に関する知識の向上と女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、女性に特有の健康課題への取組を進めていく事としております。

この度、厚生労働省から令和 6 年度の本週間において、自治体が実施する女性の健康に関する啓発や行事等の取組状況について照会がありました。（別紙 1）

報告にあたり健康局の取組に加え、各区における取組の状況を把握させていただき報告したいと考えております。

つきましては、本週間における女性の健康に関する取組がございましたら、別紙 2「女性の健康週間における取組の概要」に記載して電子メールにてご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出様式
別紙 2 令和 6 年度女性の健康週間における取組の概要
- 2 提出期限
令和 7 年 2 月 18 日（火）
- 3 提出先
健康局 健康推進部 健康づくり課
E-mail: fc0005@city.osaka.lg.jp

※取組がない場合は、回答不要です。

健康局 健康推進部 健康づくり課（健康づくりグループ）
担当：上・馬渡
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
TEL (06) 6208-9961 fax (06) 6202-6967
E-mail（組織用）fc0005@city.osaka.lg.jp

厚生労働省健康・生活衛生局長
令和 7 年 1 月 22 日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度「女性の健康週間」における取組について（依頼）

標記について、別添（「女性の健康週間の実施について」（令和 7 年 1 月 22 日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知））により、毎年 3 月 1 日から 3 月 8 日までを「女性の健康週間」とし、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るための国民運動を展開しています。今年度は、「女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～」を女性の健康週間のテーマとしました。

ついては、貴職においても、その趣旨を御理解の上、御協力のほどよろしくお願ひします。また、女性の健康に関する取組を行う際には、女性の健康を支援するための情報提供ホームページ「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」^(注 1)や今後掲載を予定しているスマート・ライフ・プロジェクト内の女性の健康週間に関する特設ホームページ^(注 2)について、関係団体等へ周知し活用を促していただくよう、お願ひします。

また、本週間において貴自治体、貴管内市町村及び関係団体が実施（予定を含む）する女性の健康に関する啓発事業、行事等の取組状況を当省にて集約し、当省ホームページ、SNS 等^(注 3・4)においても広報しますので、別紙様式に取組状況を記入の上、令和 7 年 2 月 20 日（木）までに厚生労働省健康・生活衛生局健康課宛てに電子メールにて送付方よろしくお願ひします。

注 1 : <http://w-health.jp/>
(QRコード)



注 2 : <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

注 3 : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/woman.html>

注 4 : <https://x.com/MHLWitter>

(担当)

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課
門馬・前田

TEL: 03-5253-1111(代表) (内 2346・2396)

Mail: sukoyaka@mhlw.go.jp

区名	
担当課	
担当者	

	1. 取組名称	2. 場所	3. 日時	4. URL等 (事業の告知先)	5. 主催者問い合わせ先	6. 事業内容 (対象、内容等)
1						
2						
3						
4						
5						

令和6年度 女性の健康週間における取組の概要

別紙2

記入例

区名	〇〇区
担当課	〇〇課
担当者	□□ □□

1. 取組名称	2. 場所	3. 日時	4. URL等 (事業の告知先)	5. 主催者問い合わせ先	6. 事業内容 (対象、内容等)
1 地域健康講座 「女性の健康について」	〇〇区保健福祉センター △△地域△△会館	3月3日 14:00～16:00 3月5日 10:00～12:00	http://www.city.y.xx.lg.jp/index/77.html	〇〇課 Tel00-0000-0000	区内在住の女性に対して女性の健康に関する講話等を行い啓発
2 女性の健康づくりセミナー ”知っておきたい生活習慣病と予防・対策”	〇〇区保健福祉センター	3月4日 14:00～16:00	http://www.city.y.xx.lg.jp/kenkou/bb.html	〇〇課 Tel00-0000-0000	乳幼児健診、がん検診に併設し、女性に対する生活習慣病予防の健康教育を実施
3 区広報紙での女性の健康に関する啓発	-	3月3日発行	区広報紙	〇〇課 Tel00-0000-0000	広報紙にて女性の健康に関する啓発を実施
4 SNSでの女性の健康に関する啓発	-	3月3日発信	SNS (LINE・X)	〇〇課 Tel00-0000-0000	SNSにて女性の健康に関する啓発を実施
5 女性の健康づくりに関する啓発物展示 (啓発物の配架)	〇〇区役所 1階ロビー	3月3日～3月7日 9:00～17:30	-	〇〇課 Tel00-0000-0000	女性の健康に関する啓発物を展示・啓発物を配架し、啓発を実施

検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [くらし](#) > [健康・医療・福祉](#) > [健康・医療](#) > [市の取り組み](#) > [健康づくりに関する情報](#) > [歯・口腔の健康](#)

歯・口腔の健康

ページ番号：15959 2024年11月22日

歯周病の予防

歯周病とは

歯周病は、歯と歯ぐき（歯肉）の隙間（歯周ポケット）から侵入した細菌が、歯を支える組織（歯ぐきや骨）に炎症を引き起こした状態であり、最終的には歯を失う可能性のある病気です。初期の段階では自覚症状が少なく、進行してから気づくことが多いため、定期的な検診が重要です。

主な症状：歯ぐきの腫れや出血、口臭、歯がぐらぐらする、歯と歯の間に食べ物などが詰まりやすい

原因

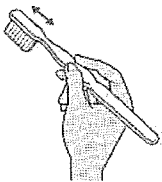
歯周病の主な原因は、歯の表面に付着するプラーク（歯垢）です。プラークは細菌の塊で、これが歯ぐきに炎症を引き起こします。不十分な歯みがきや喫煙といった生活習慣、糖尿病などの全身疾患も歯周病の進行に影響を与えます。

歯周病の予防

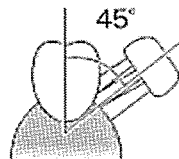
歯周病の予防は日々のケアが大切です。以下のポイントを心がけましょう。

1. 正しい歯みがき

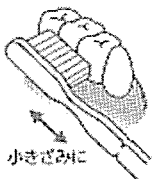
毎食後に歯を丁寧にみがくことが大切です。歯ブラシは硬くないものをえんぴつのように持ち、毛先を歯と歯ぐきの境目に向けて、横方向に小刻みに動かしましょう。歯ブラシの毛先が開いたら交換することも忘れずに。



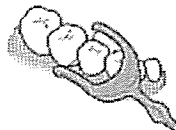
- ・歯ブラシはえんぴつのようにもちましょう



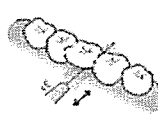
- ・歯ブラシの毛先を歯と歯肉の境目に当てましょう



- ・歯ブラシは小刻みに動かしましょう



デンタルフロス



歯間ブラシ

- ・デンタルフロスや歯間ブラシなどの歯間清掃用具を使いましょう



2. フロス（糸楊枝）や歯間ブラシの使用

歯ブラシだけでは取り切れないプラークを除去するために、フロスや歯間ブラシを使いましょう。フロスは歯と歯の間のプラークを効果的に除去します。歯間ブラシは歯の隙間が広い部分に適しています。

3. 定期歯科受診

痛みなどの自覚症状がなくても、歯科医院で定期検診やクリーニングを受けることで、早期発見が可能となります。

4. 健康的な生活習慣

喫煙者はまず禁煙をすることが重要です。また、バランスの取れた食事や適度な運動を行うことも歯周病予防に有効です。

オーラルフレイル予防

オーラルフレイルとは

オーラルフレイルは、口の機能の健常な状態と『口の機能低下』との間にある状態です。具体的には、歯の喪失や食べること、話すことに代表されるさまざまな機能の『軽微な衰え』が重複し、口の機能低下の危険性が増加しているが、改善も可能な状態をいいます。（※1）オーラルフレイルであると、将来のフレイル、要介護認定、死亡のリスクが高いことがわかっています。（※2）

オーラルフレイルチェック

食べる力や話す力に衰えがないかをチェックしてみましょう。

オーラルフレイルチェックリスト（※2）

質問	選択肢	
	該当	非該当
自身の歯は、何本ありますか？ （さし歯や金属をかぶせた歯は、自分の歯として数えます。インプラントは、自分の歯として数えません。）	0～19 本	20 本以上
半年前と比べて固いものが食べにくくなりましたか？	はい	いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか？	はい	いいえ
口の渇きが気になりますか？	はい	いいえ
普段の会話で、言葉をはっきりと発音できないことがありますか？	はい	いいえ

5つの項目のうち、「該当」が2つ以上あるとオーラルフレイルです。
オーラルフレイルに該当した場合には、かかりつけ歯科医等に相談しましょう。

オーラルフレイル予防のために

食べ物の味を感じるのは、舌や鼻、目だけではありません。実は、歯も味を感じる大切な役割を持っています。歯はエナメル質、象牙質、セメント質という硬い部分と、神経や血管からなる歯髄からできています。また、歯と骨の間には歯根膜（しこんまく）という組織があります。幼児の頃はエナメル質がむし歯になりやすく、大人になると歯周病にかかりやすくなります。歯周病が進行すると歯ぐきが下がり、歯の根が露出し、その部分がむし歯になりやすくなります。歯根膜は、食べ物を噛んだ時に歯に加わる力を和らげ、食べ物の硬さや噛みごたえを感じる「食感」を脳に伝える役割があります。この歯根膜は天然の歯にしか存在せず、歯周病などで歯が抜けてしまうと人工的に復元することができません。そのため、食感を感じる力が鈍くなります。これがオーラルフレイルの始まりです。

オーラルフレイルを防ぐためには、まず歯周病にかからないことが大切です。そのためには、自分自身での口腔ケアと、定期的な歯科受診が重要です。

参考文献

※1) 一般社団法人日本老年医学会・一般社団法人日本老年歯科医学会・一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会 [オーラルフレイルに関する3学会合同ステートメント（2024年4月1日）](#) 

※2) 一般社団法人日本老年歯科医学会 [「オーラルフレイルを知っていますか？」](#) 

参考情報

大阪市が実施する歯周病検診

・大阪市：歯周病検診を受けましょう（...>成人の健康>検査・健診）(osaka.lg.jp)

歯周病とは

・歯周病 | [Teeths | e-ヘルスネット（厚生労働省）](#) 

オーラルフレイルについての詳しい情報

・日本歯科医師会 

・大阪府歯科医師会（動画） 

・大阪府歯科医師会（健口ながいき体操） 

このページの作成者・問合せ先

大阪市 健康局健康推進部健康づくり課

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話：06-6208-9961

ファックス：06-6202-6967

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [健康局報道発表資料](#) >

報道発表資料 「高齢者等を対象としたインフルエンザ及び新型コロナワクチン予防接種」及び「大阪市公害健康被害被認定者のインフルエンザ予防接種」の実施期間を延長します

報道発表資料 「高齢者等を対象としたインフルエンザ及び新型コロナワクチン予防接種」及び「大阪市公害健康被害被認定者のインフルエンザ予防接種」の実施期間を延長します

ページ番号：644819 2025年1月27日

問合せ先：大阪市保健所 感染症対策課（06-6647-0813）、大阪市保健所 管理課（06-6647-0643）

令和7年1月27日 14時発表

大阪市では、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による高齢者の重症化を防ぐことを目的に、予防接種法に基づく高齢者等のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を実施しています。また、大阪市公害健康被害被認定者については、例年、インフルエンザ予防接種自己負担費用を助成しています。

インフルエンザについては、令和6年12月以降、急激に患者数が増加し、大阪市における定点あたりの報告数が第52週（令和6年12月23日～12月29日）では警報レベルの30を大幅に超え59.18となり、過去最多を記録するなど（同週の大阪府でも66.27で過去最多）、大規模な感染拡大となっております。令和7年1月に入っても、依然として警報レベルの報告数で推移しており、引き続き注意が必要な状況です。

また、新型コロナウイルス感染症においても、全国では令和6年12月以降から患者数が増加傾向にあり、今後もその動向に注意を要する状況です。

そのため、大阪市では、この間の感染状況を踏まえ、引き続き感染拡大への備えとして、インフルエンザ及び新型コロナワクチン予防接種を希望される方が適切に接種できるよう、今年度の実施期間を令和7年3月31日（月曜日）まで延長します。

予防接種法に基づく高齢者等のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

実施期間

延長前：令和6年10月1日（火曜日）から令和7年1月31日（金曜日）まで

延長後：令和6年10月1日（火曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで

対象者

大阪市民の方で、次の1または2に該当する方

1. 65歳以上の方
2. 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方（身体障がい者手帳1級相当）

（注）大阪市内に避難されている災害により被災された方についても、所定の書類をご用意いただくことにより無料で接種することができます。

接種場所

大阪市と委託契約を結んだ委託医療機関で接種することができます。予約が必要な場合もありますので、事前に必ず電話でご確認ください。

なお、委託医療機関については、大阪市ホームページ「[各種予防接種委託医療機関について](#)」をご参照ください。

(注) 委託医療機関以外で接種する場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

(注) 大阪市外の医療機関での接種を希望する場合は、大阪市ホームページ「[大阪市外の医療機関で定期接種を受ける場合について](#)」をご参照ください。

接種費用（自己負担額）

予防接種別の自己負担額は次のとおりです。

なお、生活保護受給者、市民税非課税世帯の方、災害のために居住地において定期予防接種を受けることが困難な方等は、自己負担なしで接種できます。

インフルエンザ予防接種

1,500円

新型コロナワクチン予防接種

3,000円

その他

- 接種券の発行、送付はありません。
- 対象者以外で接種を希望する方は、任意接種として全額自己負担による接種となります。
- 詳細については、大阪市ホームページ「[インフルエンザワクチン接種について](#)」及び「[新型コロナワクチン接種について](#)」をご覧ください。

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく「大阪市公害健康被害被認定者のインフルエンザ予防接種」

実施期間

延長前：令和6年10月1日（火曜日）から令和7年1月31日（金曜日）まで

延長後：令和6年10月1日（火曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで

対象者

大阪市公害健康被害被認定者

(注) ただし、お住まいの自治体が生活保護受給者、市民税非課税世帯の方、災害のために居住地において定期予防接種を受けることが困難な方等のインフルエンザ予防接種費用の免除を規定している場合は本事業の対象外となります。

接種場所

予防接種実施医療機関

その他

詳細については、大阪市ホームページ「[大阪市公害健康被害被認定者のインフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業](#)」をご覧ください。